

卸売市場法改正のポイント

(農水省説明会等の資料から大阪府が作成)

1 改正の目的

- 卸売市場が食品等の流通において生鮮食料品等の公正な取引の場として重要な役割を果たしていることに鑑み、卸売市場に関し、農林水産大臣が策定する基本方針について定めるとともに、農林水産大臣及び都道府県知事によるその認定に関する措置その他の措置を講じ、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって国民生活の安定に資することを目的とする。

2 改正・施行の時期

- 平成30年1月に開会した通常国会にて審議し、早ければ6月に成立・公布の見込み。
その後、各市場の業務規程(条例)の改定手続を見込み、2年を超えない範囲で施行することとされており、平成32年6月頃に施行の予定。

3 主な改正内容

| | 卸 売 市 場 法 (現 行) | 卸売市場法・食品流通改善促進法 (改正案) |
|---|---|--|
| 内容・基本的考え方 | <ul style="list-style-type: none"> ・卸売市場の計画的整備 ・卸売市場の開設、卸売、取引規制を定める | <ul style="list-style-type: none"> ・卸売市場を含めた食品流通の合理化 ・生鮮食料品等の公正な取引環境の確保の促進 |
| 国の基本的役割 | <ul style="list-style-type: none"> ・卸売市場の整備促進 ・適正かつ健全な運営の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・<u>生鮮食料品等の公正な取引の場として、卸売市場に関する基本方針を示し、指導・検査監督する</u> ・<u>施設整備等への支援を行う</u> ・流通合理化の取組を進めようとする場合、その計画を認定し支援する ・不公正取引の把握のための調査等を充実する |
| 開設主体(中央卸売市場) | 都道府県、人口20万人以上の市 | <u>民間含め、制限なし</u> |
| 国の関与(中央卸売市場) | 国が認可 | <u>国が認定</u> |
| 公正な取引環境確保の促進 | 売買取引の方法の公表 | ○ 引き続き、 <u>卸売市場の「共通ルール」として位置づけ</u> |
| | 差別的取扱の禁止 | |
| | 受託拒否の禁止 | |
| | 代金決済ルールの策定・公表 | |
| | 取引条件・取引結果の公表 | |
| | 第三者販売の原則禁止 (卸売業者は、市場内の仲卸業者、売買参加者以外に卸売をしてはならない) | △ <u>原則、廃止</u> ただし以下の点に配慮し、 <u>市場毎に取引ルールとして定めることができる</u> |
| | 直荷引きの原則禁止 (仲卸業者は、市場内の卸売業者以外から買入れて販売してはならない) | |
| 商物一致の原則 (卸売業者は、市場内にある生鮮食料品等以外の卸売をしてはならない) | | |
| | ○ 一律に法で規制 | <ul style="list-style-type: none"> ・共通ルールに反しないこと ・卸売市場の調整機能維持に十分配慮 ・卸売市場の活性化に資する ・卸売市場ごとに、特定の事業者の優遇にならない |